住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、老朽化による倒壊、崩落等のおそれのある空家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、市内に所在する老朽危険空家の除却を行う住民税非課税世帯の者に対し、予算の範囲内で住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金を交付することについて、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成２２年３月２６日付け国官会第２３１７号）、小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成９年４月１日付け建設省住整発第４６号）、香川県老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱（平成２７年４月１日付け２７住宅第１６９３号香川県土木部住宅課長通知）及び高松市補助金等交付規則（昭和５４年高松市規則第１２号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　老朽危険空家　そのまま放置すれば周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれのある空家で、次の要件のいずれにも該当するもの

ア　補助事業（市がこの要綱に基づき、老朽危険空家の除却を行う住民税非課税世帯の者に対し、補助金を交付する事業をいう。）を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も使用される見込みのない住宅であること。

イ　住宅地区改良法（昭和３５年法律第８４号）第２条第４項に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則（昭和３５年建設省令第１０号）第１条第１項各号に掲げる住宅の区分に応じ当該各号に定める表において、構造一般の程度及び構造の腐朽又は破損の程度の評点の合計が　　１００点以上であること。

(２)　住宅　人の居住の用に供する家屋（人の居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１以上のものを含む。）で一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅

(３)　住民税非課税世帯　補助事業を実施しようとする年度において、同一世帯に属する者全員の住民税が非課税である世帯

（補助対象住宅）

第３条　補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

(１)　市内に存する老朽危険空家であること。

(２)　補助金の交付の決定の日において、除却工事に着手していないこと。

(３)　補助金の交付の申請をする年度の１月末日までに除却工事の完了が見込まれること。

(４)　この要綱に基づく補助金以外に、除却に係る他の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないものであること。

(５)　公共事業等による移転等の補償の対象となっていないものであること。

(６)　国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないものであること。

(７)　不動産販売又は不動産貸付（駐車場等の貸付けを含む。）を業とするものが、当該業のために除却を行うものでないこと。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者（次条において「補助対象者」という。）は、補助金の交付の申請の日において、本市の市税を滞納していない者で構成された住民税非課税世帯の世帯員である個人であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(１)　補助対象住宅の所有者（建物の登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記され、若しくは登録されているもの又は地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３８４条の３に規定する現所有者をいい、共有者を含む。以下「所有者」という。）。

(２)　前号に規定する者のほか、市長が特に認める者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

(１)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

(２)　この要綱による補助金の交付を受けたことがある者若しくは交付を受ける予定がある者又はこれらの者と同一世帯に属する者

(３)　高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱（平成２８年４月１日施行）による補助金の交付を受けたことがある者若しくは交付を受ける予定がある者又はこれらの者と同一世帯に属する者

(４)　第１０条に規定する申請者の他に所有権その他の権利（賃借権を含む。）を有する者がある場合において、補助対象住宅の除却について、全ての当該者の同意を得られない者

(５)　所有者と補助対象住宅が存する土地の所有権その他の権利を有する者が異なる場合において、補助対象住宅の除却について、全ての当該者の同意を得られない者

(６)　補助対象住宅について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成

２６年法律第１２７号。以下「特措法」という。）第２２条第２項の規定による勧告を受けた者（ただし、勧告後その措置が取り消された場合は、この限りでない。）

(７)　前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認めた者

（補助対象工事）

第５条　補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象住宅の除却工事であって、建設業法（昭和　　２４年法律第１００号）第３条第１項の許可（同法別表第１下欄に掲げる事業のうち土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可に限る。）を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第２１条第１項の登録を受けた者（それぞれ市内に本店、支店等の事業所を有する建設業者又は解体工事業者（個人事業者を含む。）に限る。ただし、前条第２項第１号に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。）に請け負わせる工事とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は補助対象工事としない。

(１)　補助対象工事と同一の工事に対して、国、県その他各種団体等から別の補助金等の交付を受けている又は受けようとする工事

(２)　補助対象住宅の一部を除却する工事

(３)　補助対象住宅の建替えを目的とした工事

（補助対象事業費）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、補助対象工事に要する経費とする。

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、補助対象事業費又は対象床面積（補助対象住宅の延べ面積をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を乗じた額のいずれか少ない方の金額に５分の４を乗じて得た額（当該額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、１２０万円を限度とする。

(１)　木造住宅　補助金の交付の申請をする年度の国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等における、木造住宅の１平方メートル当たりの除却工事費の上限額

(２)　非木造住宅　補助金の交付の申請をする年度の国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等における、非木造住宅の１平方メートル当たりの除却工事費の上限額

（補助金の事前申込み）

第８条　補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金事前申込書（様式第１号）に補助対象工事に要する費用の見積書（内訳を含む。）を添えて、市長が別に定める期間内に、市長に提出しなければならない。

（補助予定者の決定）

第９条　市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込書を提出した者（以下「申込者」という。）を補助予定者として決定するものとする。この場合において、補助予定者を決定する方法は、次の各号に掲げるときに応じ、当該各号に掲げるものとする。

(１)　前条に規定する期間内に申込みのあった補助金の交付の申請額の合計が予算額を超えたとき　抽選により決定するもの

(２)　前条に規定する期間内に申込みのあった補助金の交付の申請額の合計が予算額を超えないとき　当該期間内に申込書を提出した者は補助予定者とし、当該期間を経過した後に申込書を提出した者は予算額の範囲内で先着順により決定するもの

２　特措法第２条第２項に規定する特定空家等に該当するとして、同法第２２条に規定する措置の現に対象となっている住宅並びに災害及びその他の事情のある住宅を除却しようとする申込者について、特定空家等の倒壊、崩落等により、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず補助予定者を決定することができる。

３　市長は、前２項の規定により、補助予定者を決定したときは、住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金補助予定者決定通知書（様式第２号）により当該補助予定者に通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第１０条　前条第３項の規定による通知を受け、補助金の交付を申請しようする補助予定者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着手前に住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付申請書（様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(１)　除却工事実施（変更）計画書（様式第４号）

(２)　補助対象住宅の建物平面図（延べ面積が確認できるものに限る。）

(３)　補助対象住宅の所有権が確認できる書類

(４)　所有権以外の権利（賃借権を含む。）の設定がある場合は、当該権利を有する者の同意書

(５)　補助対象住宅が複数の者の共有である場合は、老朽危険空家除却工事施工同意書（様式第５号）

(６)　補助対象住宅と土地の権利を有する者が異なる場合は、当該土地の権利を有する者の同意書

(７)　申請者と同一世帯に属する者全員の住民票の写し（申請者が本市以外に住所を有している場合に限る。）

(８) 申請者と同一世帯（共有者世帯を含む。）に属する者全員の補助金の交付の申請をする年度の所得課税証明書

(９) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第１１条　市長は、前条の規定により提出された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

（補助対象工事の変更等）

第１２条　前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更し、又は補助対象工事を中止しようとするときは、住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付変更等申請書（様式第７号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の内容を変更する場合は、当該申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　除却工事実施（変更）計画書

(２)　変更内容及び変更箇所が確認できる書類

(３)　変更に係る経費の見積書（内訳を含む。）

(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付変更等決定通知書（様式第８号）により通知するものとする。

（実績報告）

第１３条　補助決定者は、補助対象工事の完了後、速やかに住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金実績報告書（様式第９号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(１)　補助対象工事の請負契約書の写し（変更を含む。）

(２)　補助対象工事に要する経費の請求書の写し（内訳を含む。）

(３)　補助対象工事に要する経費の支払が確認できる書類の写し

(４)　工事状況写真（工事完了後に撮影したものであって、工事の内容が確認できるもの）

(５)　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１０条第１項の規定による届出書の写し（補助対象工事が同法第９条第１項に規定する対象建設工事に該当する場合に限る。）

(６)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第

１２条の３第１項の産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ｅ票の写し

(７)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付指令等）

第１４条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、提出された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助対象工事が申請のとおり完了したことを確認したときは、交付すべき補助金の額を決定し、住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付指令書（様式第１０号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の交付指令に際して、必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第１５条　前条の規定による交付指令の通知を受けた補助決定者は、速やかに住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付請求書（様式第１１号）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第１６条　市長は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１７条　市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(２)　補助金の交付の決定の前に、補助対象工事に着手したとき。

(３)　この要綱の規定に違反したとき。

(４)　補助対象工事を市長が指定する期日までに完了することができないと認められるとき。

(５)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（報告の徴収及び実地調査）

第１８条　市長は、必要があると認めるときは、補助決定者又は補助対象工事を施工する事業者に対し、補助対象工事の進捗状況又はその成果について報告を求め、又は実地調査をすることができる。この場合において、市長は、補助対象工事が補助金の交付の決定に係る内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助決定者に対し、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（跡地の管理）

第１９条　補助金の交付を受けて補助対象住宅を除却した補助決定者は、雑草の繁茂、廃棄物の投棄等が生じないよう、補助対象住宅を除却した跡地を適正に管理しなければならない。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年３月１日から施行する。

様式第１号（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

　　　　　　　　　　　　　　　申込者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金事前申込書

　　　　　　年度において次のとおり住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金の交付を受けたいので、住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象住宅の所在地 | 高松市 |
| 補助対象住宅の所有者 | （住所）  （氏名）  （電話番号） |
| 補助対象事業費 | 円 |
| 補助金交付申請額 | 円 |
| 補助対象工事期間 | 開始予定年月日　　　　　年　　　月　　　日  完了予定年月日　　　　　年　　　月　　　日 |
| 補助対象工事を行う  市内業者 | （所在地）  （名称）  （電話番号） |

添付書類　補助対象工事に要する費用の見積書（内訳を含む。）

様式第２号（第９条関係）

高　　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高松市長

住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金補助予定者決定通知書

　　　　　　年　　月　　日付けで申込みのあった住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金の交付について、補助予定者と決定したので住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第９条第３項の規定により通知します。

　　つきましては、　　　　　年　　月　　日までに住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付申請書（様式第３号）に関係書類を添えて提出してください。

ただし、この期限内に交付申請書等を提出しない場合又は補助の要件を満たさない場合は、補助金の交付を受けられないことがあります。

様式第３号（第１０条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

申請者　住　　所

氏　　名

電話番号

住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付申請書

　　　　　　年度において住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金の交付を受けたいので、住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第１０条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、私の世帯に関して住民票情報及び高松市の市税の納付状況の確認行為が高松市によってなされることに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象住宅の所在地 | | 高松市 |
| 補助対象住宅の所有者 | | （住所）  （氏名）  （電話番号） |
| 補助対象事業費 | | 円 |
| 補助金交付申請額 | | 円 |
| 補助対象工事期間 | | 開始予定年月日　　　　　年　　　月　　　日  完了予定年月日　　　　　年　　　月　　　日 |
| 補助対象工事を行う  市内業者 | | （所在地）  （名称）  （電話番号） |
| 世帯員氏名 | 世帯主 氏名　　　　　　　　　　　　　世帯員 氏名  世帯員 氏名　　　　　　　　　　　　　世帯員 氏名 | |

添付書類

(１)　除却工事実施（変更）計画書（様式第４号）

(２)　補助対象住宅の建物平面図（延べ面積が確認できるものに限る。）

(３)　補助対象住宅の所有権が確認できる書類

(４)　所有権以外の権利（賃借権を含む。）の設定がある場合は、当該権利を有する者の同意書

(５)　補助対象住宅が複数の者の共有である場合は、老朽危険空家除却工事施工同意書（様式第５号）

(６)　補助対象住宅と土地の権利を有する者が異なる場合は、当該土地の権利を有する者の同意書

(７)　申請者と同一世帯に属する者全員の住民票の写し（申請者が本市以外に住所を有している場合

に限る。）

(８)　申請者と同一世帯（共有者世帯を含む。）に属する者全員の補助金の交付の申請をする年度の所

　得課税証明書

(９)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第４号（第１０条、第１２条関係）

除却工事実施（変更）計画書

１　補助対象住宅の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地 |  | | |
| 建築年 | 年 | 用途 |  |
| 延べ面積 | ㎡ | 対象床面積 | ㎡ |
| 構造 |  | 階数 | 地上 階・地下　 階 |

２　交付申請額の算出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業費 | 円（Ａ） | |
| 対象床面積 | ㎡ | |
| 補助対象事業費  面積割上限額 | 木　造 | ㎡×　　　円／㎡＝　　　　　円 |
| 非木造 | ㎡×　　　円／㎡＝　　　　　円 |
| 合　計 | 円（Ｂ） |
| 補助金の額 | (A)と(B)のどちらか少ない方の額  　　　　　　　　　　円×＝　　　　　 円（Ｃ） | |
| 補助金交付申請額 | 1,200,000円と(C)のどちらか少ない方の額  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（Ｄ） | |

注

　　１　補助対象事業費（Ａ）は、補助対象住宅の除却及び処分に要する費用を記入すること。

　　２　補助金の額（Ｃ）に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

様式第５号（第１０条関係）

老朽危険空家除却工事施工同意書

（宛先）高松市長

　　私が所有・共有する次の老朽危険空家を、　　　　　　　　　が費用を負担し、除却工事を行うことに同意します。

年　　月　　日

老朽危険空家の所在地

申　請　者　　　住所

　　　　　　　　　　氏名

　　老朽危険空家の所有者・共有者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第６号（第１１条関係）

高　　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高松市長

住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで交付の申請のあった住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定により通知します。

　　１　交付年度　　　　　　　　　　　　　　　　　年度

　　２　補助金の交付予定額　　　金　　　　　　　　　円

　　３　交付条件

　　　(１)　この補助金は、住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。

　　　(２)　次のア又はイのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。

ア　申請書及び申請書に添付した書類の内容又は記載した事項を変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。

イ　補助事業を中止しようとするとき。

(３)　補助対象工事が完了したときは、速やかに住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金実績報告書（様式第９号）を提出しなければなりません。

(４)　市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象工事の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。

(５)　市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

(６)　住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第７号（第１２条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

申請者　住　　所

氏　　名

電話番号

住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付変更等申請書

　　　　　年　　月　　日付け高　　第　　号により住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金の交付の決定を受けた補助対象工事について、次のとおりその内容を（変更・中止）したいので住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第１２条第１項の規定により申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請内容 | □ 変更　　　□ 中止 | |
| 補助対象住宅  の所在地 | 高松市 | |
| （変更・中止）  の年月日 | 年　　　月　　　日 | |
| （変更・中止）  の理由 |  | |
| 変更の内容  （※変更の場合のみ） |  | |
| 補助対象事業費 | 変更前 | 変更後 |
| 円 | 円 |
| 補助金交付申請額 | 変更前 | 変更後 |
| 円 | 円 |

添付書類（※補助対象事業の内容を変更する場合のみ）

　　(１)　除却工事実施（変更）計画書（様式第４号）

(２)　変更内容及び変更箇所が確認できる書類

　　(３)　変更に係る経費の見積書（内訳を含む。）

　　(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第８号（第１２条関係）

高　　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高松市長

住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付変更等決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで変更等の申請のあった住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金の交付については、次のとおり変更等の承認を決定したので、住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第１２条第２項の規定により通知します。

　　１　承認の内容

　　２　変更後の補助金の交付予定額　　　金　　　　　　　　　円

様式第９号（第１３条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

報告者　住　　所

氏　　名

電話番号

住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金実績報告書

　　　　　　年　　月　　日付け高　　第　　号により住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金の交付の決定を受けた補助対象工事について、住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第１３条の規定により、次のとおり関係書類を添えて実績報告をします。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業費 | 円 |
| 補助金の交付予定額 | 円 |
| 補助対象工事期間 | 着手年月日　　　　　年　　　月　　　日  完了年月日　　　　　年　　　月　　　日 |

添付書類

(１)　補助対象工事の請負契約書の写し（変更を含む。）

(２)　補助対象工事費の請求書の写し（内訳を含む。）

(３)　補助対象工事費の支払が確認できる書類の写し

(４)　工事状況写真（工事の完了後に撮影したものであって、工事の内容が確認できるもの）

(５)　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第１０条第１項の規定による届出書の写し（補助対象工事が同法第９条第１項に規定する対象建設工事に該当する場合に限る。)

(６)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和４５年法律第１３７号)第１２条の３第１項の産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ｅ票の写し

(７)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第１０号（第１４条関係）

高松市指令　　第　　号

　　　　様

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金の交付に対し、次の条件を付して補助金として　　　　　　　　円を交付します。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高松市長

１　この補助金は、住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。

２　市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象工事の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。

３　市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

４　住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第１１号（第１５条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

請求者　住　　所

　氏　　名

電話番号

住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付け高松市指令　　第　　号により交付指令のありました住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金について、住民税非課税世帯の者に対する高松市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第１５条の規定により、次のとおり請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 請求金額 | 円 |

振込先

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行・金庫　　　　　　　本店・支店・  　　　　　　　　農協・漁協　　　　　　　支所・出張所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　店番（　　　） | | | | | | | | |
| 口座種目 | □普通  □当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | （フリガナ） | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | |